

あっせん状況について

日本証券業協会

平成13年7月から同年9月までの間に和解が成立した事案のうち、主な事案の概要は次のとおりである。

地区名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求額	紛争解決の状況
東京	平13. 2	女性	証券会社	< 申立人の主張 > 担当者からマザーズ市場等のリスクについての詳しい説明もなく株式を買わされ、損失を増大させた。更に、投信の予定買付代金で株式の無断売買をされた。 < 被申立人の主張 > マザーズ上場銘柄等は値動きが大きく、倒産等のリスクまで説明しており、説明義務違反や断定的判断の違法な投資勧誘を行った事実はない。また、株式の無断売買の事実はない。	約 455 万円	平成13年7月、被申立人は使途が決まっている資金であるにもかかわらず、株式取引を勧めて損失発生につながったこと、申立人も株式取引を容認するような姿勢であったことを認め、双方の合意により請求額に対し、132万円を申立人に支払うことで和解成立
東京	平13. 3	女性	証券会社	< 申立人の主張 > 数年前に預金がゼロ金利であったことから、中国ファンドを購入していたが、その後、担当者から他の投信を勧められた際、「長く保有していれば楽しい商品である。」との説明だけで、リスクについての説明はなかった。今年の初春、その投信の時価を問い合わせたところ、大きな損失が発生していることが判明したので、会社の責任を求める。 < 被申立人の主張 > 商品が元本保証ではないことなど所定の説明をし、リスクがあることへの了解を得た上での取引であり、時価も連絡していた。	約 300	平成13年7月、あっせん委員は、被申立人の担当者が十分な説明を行わず、受益証券説明書を交付していなかったこと、申立人にも保有投信の状況判断ができたことと認められるとして、100万円のあっせん案を提示したところ、双方が合意し、同額を申立人に支払うことで和解成立

地区名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛 争 の 概 要 (申立人及び被申立人の主張)	申 立 人 の 請 求 額	紛 争 解 決 の 状 況
大 阪	平 1 3 . 4	男 性	証券会社	< 申立人の主張 > 証券会社の担当者から、上場株を勧める電話が何度もあり、最終的に購入したが、売却時は担当者の判断で連絡してくれることになっていたにもかかわらず、その連絡が全くなかった。その後、担当者から初めて売却の提案があった際、早く決断しないと大きな損になってしまうような言い方であったので、結局買値を大幅に下回る値段で売却した。 < 被申立人の主張 > 株式を勧める際に断定的判断の提供は行っていない、また、売却の相談はあったものの具体的に売却時の判断の指示を受けた事実はない。	約 6 3 万円	平成 13 年 7 月、あっせん委員は、被申立人担当者の説明が十分ではなく、申立人の判断に誤解を与えたこと、申立人にも明確な売却の意思表示があったとは認め難いと判断したため、10 万円のあっせん案を提示したところ、双方が合意し、同額を申立人に支払うことで和解成立
大 阪	平 1 3 . 8	女 性	証券会社	< 申立人の主張 > 証券会社の担当者からナスダックジャパン市場銘柄の買付けを勧められた際、当該銘柄は信用取引ができないとの説明がなかったため、いつものとおり信用取引で買い付けたつもりであったが、同日、担当者から約定成立の報告があったとき、初めて現物で買い付けていることが判明した。現物取引であれば買付けはしなかった。 < 被申立人の主張 > 勧誘の際の説明が不十分であったことは認めるが、申立人も売買の委託の際信用取引で行う旨の指示をしなかった落ち度もあり、相応の過失がされるべき。	約 1 0 万円	平成 13 年 8 月、あっせん委員は、被申立人担当者が申立人の注文内容を十分に確認しなかったこと、申立人にも注文の確認・指示をしなかったことで、双方に過失があるとして、8 万円のあっせん案を提示したところ、双方が合意し、同額を申立人に支払うことで和解成立